資料14－8－1

運輸多目的衛星の機能概要

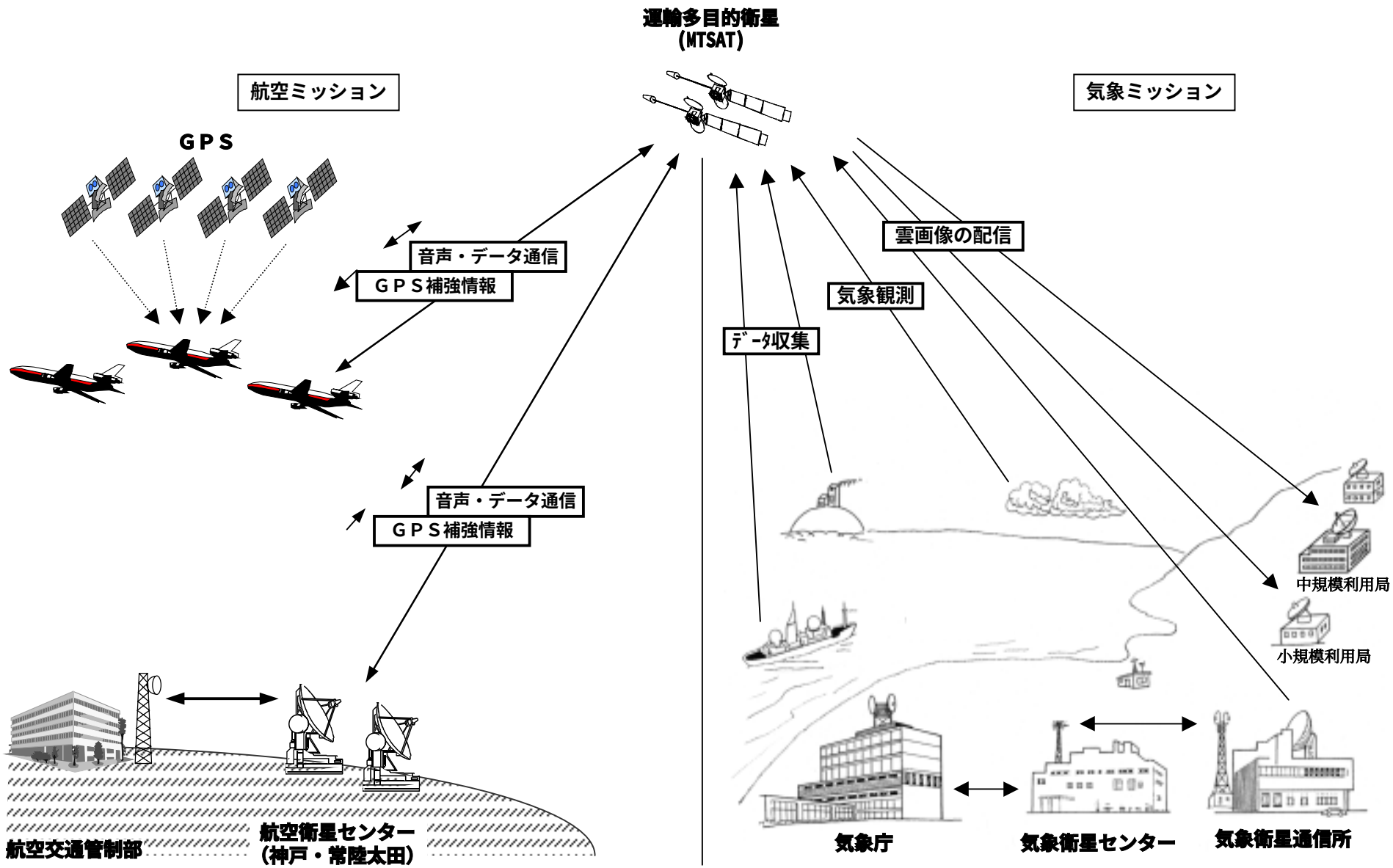

非研究開発衛星の調達手続きについて（要点）

旧１号機

１．非研究開発衛星の調達は、公開、透明、無差別の手続きにしたがって調達する。

○ 商業目的又は恒常的サービスを提供するための衛星は非研究開発衛星である。

○ この手続きは、政府及びその監督下にある法人に適用される。

２．政府は、人工衛星の区分のために、研究開発衛星の開発計画を含む「宇宙開発計画」を官報に掲載する。

３．調達機関は、調達計画段階から官報公表するなど供給者に対する平等の機会を付与する。

４．技術仕様はデザインではなく性能を重視したものとする。

５．入札の評価は、価格のみならず総合評価によるものとし、その方式はあらかじめ公表したところによる。

６．非研究開発衛星の調達に関する苦情を処理するため、中立の調達審査委員会を設ける。
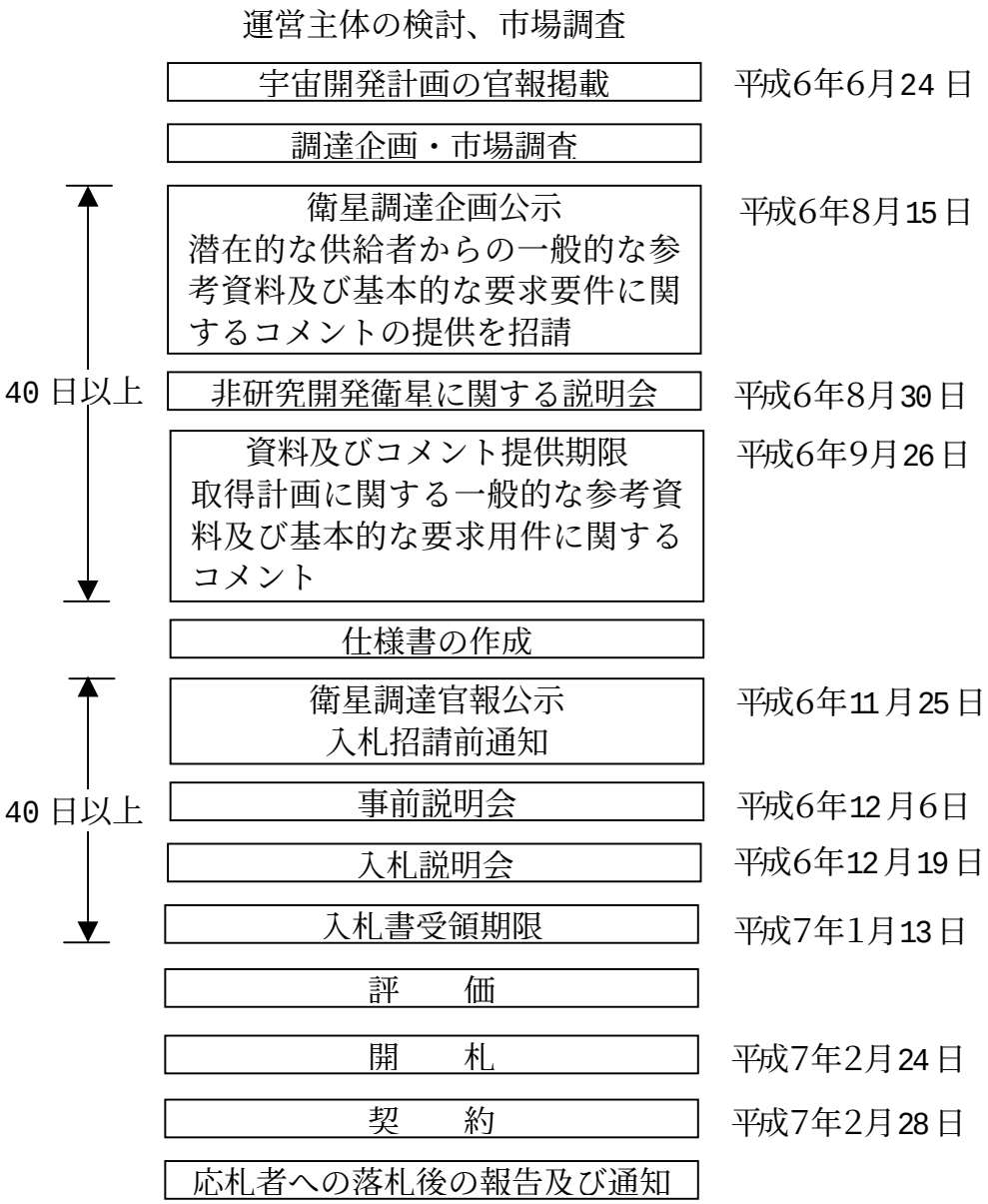
７．具体的手続きは、右のフローチャートのとおりである。